

【投稿論文】

金原明善のなかの天皇

伴野文亮

はじめに

本稿は、明治・大正期の日本社会で活躍した企業家・金原明善(1832-1923)の天皇観を検討し、その意識と彼が展開した事業との関連性を考察するものである。

近年、近代日本の産業化を地域という場で推し進めた企業家に対する研究が深められている¹。近年の研究によって、工業化イデオロギーのもと地方における企業家たちが経済行動に勤しんでいた実態が解明されてきた。だが、果たして企業家たちの「近代」化へのモチベーションは、一概に工業化への志向性に求められるのであろうか。本稿でみる金原明善は、いわゆる工業化イデオロギーとは異なる思想的背景、具体的には天皇に対する「報効」の念から数々の事業を展開し、地域の「近代」化に尽力した企業家であった。彼の天皇観に由来する「近代」化へのモチベーションは、同時代の企業家たちが有した工業化イデオロギーとは性質を異にするものであり、かかる意識に基づく金原の主体性は改めて検討されるべきであると筆者は考える。近代日本の企業家を歴史的に評価しようとするとき、彼らの投資行動や交友関係(ネットワーク)の位相に着目すると同時に、時代が江戸から明治へと変化するなかで彼らが具体的に何を考え、経済行動に勤しんでいたのか、その思想的背景こそを明らかにするべきではないか。ここに、本稿において金原明善の天皇観と事業との関連性を問う所以がある。

ところで、近世・近代転換期の企業家の思想的背景を問う研究は、1960年代以降深められてきた。なかでも、土屋喬雄による一連の研究は、近世・近代転換期の企業家が近世以来の儒学的教養をもち、それが彼らの経営理念に反映されていたことを明らかにした点で重要である²。土屋の研究によって、近世・近代転換期の企業家の思想を分析する際に、儒学との関係性が問われる

¹ 中村尚史『地方からの産業革命』(名古屋大学出版会、2012年)、石井里枝『戦前期日本の地方企業』(日本経済評論社、2013年)など。

² 土屋喬雄『日本経営理念史』(日本経済新聞社、1964年)など。

ようになったのである。歴史学、とりわけ日本思想史研究において、儒学思想が日本「近代」化の基底にあったことを明らかにした成果が少なくないように³、当該期の企業家の思想に儒学的な観念が存在していたのは間違いない。翻って彼らが、近世後期の「内憂外患」的な時代状況を経て明治国家の元首となった天皇と、その天皇を戴く「日本」という国をどの様に捉えていたかを問うた研究は、愛知・半田の醤油商小栗三郎が1890年3月の陸海軍連合大演習に際して有栖川熾仁親王の宿泊所を受け持ったのをきっかけとして皇室に対する尊崇の念を強くし、寄付活動に身を投じていたことを明らかにした二谷の研究など僅かしかない⁴。すでに多くの日本近代史研究の成果が、為政者・民衆を問わず当該期の諸主体が天皇を意識していた事実を明らかにしている⁵。こうしたなかであって、明治期の企業家は、具体的にどの様な天皇観をもっていたのであろうか。

以上の観点から、本稿では、近世・近代転換期の日本社会において数々の事業をおこした企業家である金原明善の思想に着目し、彼がいかなる天皇観を持っていたのかを検討する。

具体的な検討に入る前に、明善の略歴と研究史に触れておこう。金原明善は、遠江国長上郡安間村(現静岡県浜松市)の出身。幕末に居村の名主役に就任した頃から明善は、天竜川の治水に熱心に取り組んだ。治水の他にも、天竜川の水源涵養を企図した植林や製材業、銀行業といった様々な企業の創立と運営に携わる一方で、刑期を終えた人びとの社会復帰を支援する更生保護事業など社会事業にも多数携わり、戦前から「偉人」として顕彰された人物である⁶。

³ 代表的な成果として、宮城公子『幕末期の思想と習俗』(ぺりかん社、2004年)。

⁴ 二谷智子「家業の継承と地域社会への貢献」(井奥成彦・中西聡編著『近代日本の地方事業家』日本経済評論社、2015年)。

⁵ 主な成果として、以下のものが挙げられる。安丸良夫『近代天皇像の形成』(岩波書店、1990年)、遠山茂樹編『天皇と華族』(日本近代思想大系2、岩波書店、1988年)、小股憲明『近代日本の天皇像と国民像』(大阪公立大学共同出版会、2005年)、吉岡拓『十九世紀民衆の天皇意識——由緒と言説』(校倉書房、2011年)など。また牧原憲夫は、明治期に天皇が必要とされた理由を述べるなかで、天皇は①文明化の象徴、②仁君、③政界における調整役という3種類の存在意義を付されていたと指摘している(「なぜ明治の国家は天皇を必要としたか」、岩波新書編集部編『日本の近現代史をどう見るか』岩波新書、2010年)。

⁶ 金原明善については、金原治山治水財団編『金原明善』(金原治山治水財団、1968年)と齋藤新「金原明善」(静岡県近代史研究会編『近代静岡の先駆者』静岡新聞社、1999年)を参照のこと。また明善の顕彰については、拙稿「金原明善の『偉人』化と近代日本社会」(『書物・出版と社会変容』第16号、2014年)などを参照されたい。

明善については、彼が戦前から顕彰されていたこともあり、天竜川治水の取り組みをはじめとして数多の研究蓄積がある。しかし、それらは概して、明善の事業運営の実態とその歴史的評価を試みるものが多く、明善の思想を正面から扱った成果は土屋喬雄による研究と⁷、金原治山治水財団がまとめた明善の伝記『金原明善』だけである⁸。土屋は、明善の企業家としての「指導精神」に着目し、その「道義的信念」を分析した。その結果、明善が「経済倫理としては、勤儉力行を尊び、営利観念は、道義の下に全く従属し」、「忠君愛国の思想と相並んで、民主的、人道主義的思想も亦道義観念と融合している」と評価した⁹。ここで土屋は、明善の「忠君愛国」思想に注目しているが、そこでは単に「封建時代の忠君愛国とは異なる理念」とであると指摘するに止まり¹⁰、その具体的内実は検討していない。他方『金原明善』では、「彼の天皇観・国家観は、彼の最も貴しとする儒教の帝王説や王土説が基礎となって形成され、「天皇・国家・政府の三者間にはっきりとした区別がなく、天皇即国家、国家即政府という三者混同の考え方であったに相違ない」という評価がなされている¹¹。上の指摘は、明善の天皇観や国家意識の形成過程を考える上で示唆に富むが、のちにみていくように明善は確固たる天皇観を持っており、決して「天皇即国家、国家即政府という三者混同の考え方」ではなかったと筆者は考える。では、明善は天皇を、具体的にどの様に捉えていたのであろうか。早速みていくことにしよう。

1. 明治初期における明善の天皇観

本章では、明治初期の段階で明善がどのような天皇観を持っていたかを検討する。1874年(明治7)、明善は「予防水患策序」という印刷物を作成している¹²。この史料は、明善が自身の治水思想を地域住民に知らせるべく作成・配布したもので、地域住民に対し一致団結して天竜川治水に取り組むことを呼びかける文章が認められている。この「予防水患策序」において、明善は自身の天皇観を表出させている。すなわち、「我国」は「開闢已來神々」が治めてきた国であり、「人皇」となってから諸国が分かれるようになった。その後、国内の地勢に応じ

⁷ 土屋喬雄『金原明善の事歴と指導精神』(財団法人金原治山治水財団、1957年)。

⁸ 註6前掲『金原明善』。

⁹ 註7前掲土屋著書、32頁。

¹⁰ 註7前掲土屋著書、33頁。

¹¹ 註6前掲『金原明善』、672-673頁。

¹² 金原治山治水財団編『金原明善資料』上(金原治山治水財団、1968年)、史料番号794。

て大川を通し、水害が人民に及ばないようにすると同時に水利についても下民を安堵させ、衣食住の3つを保証して父母への孝行と兄弟と妻子を凍えさせないことを専一とさせた、と明善は述べる。ここからは、明善が、「変革」はありながらも「神々」に連綿する「人皇」が「我国」の治者であると認識していたことが分かる。明善は、明治7年の時点で「神々」に連綿する「人皇」=天皇=「我国」の治者という思想を持っていたのである。こうした紋切型の、当時しばしば見られた思想を背景として、明善は「勤王」的な行動の数々を展開していく。

明善が「予防水患策序」を著す前年の1873年(明治6)5月5日、突如皇居が炎に包まれた。典司高倉壽子が管理する「物置」に「冷却せざる藁灰」を収納したことが出火の原因という¹³。この火事で、天皇と皇后の寝室をはじめとして多くの建物が焼失した。

この火事を受けて、多くの人々が皇居再建費用の献納を申し出るなか、明善も皇居再建費用の献納を願い出た。1879年(明治12)9月13日、明善は「同志」とともに「皇居御建築相成度並献納金之儀ニ付懇願書」を作成し、静岡県に提出している¹⁴。この願書にも、明善の天皇観を垣間見ることができる。内容をみると、「諸省官庁ヲ始メ諸会社演劇場之類ニ至」るまで「御新築ニテ善美ヲ尽ク」している。一方で、皇居は「乍恐臣下ノ旧第」であり、建物も「甚ダ狭隘」で「痛哭ノ至リ」に堪えない。「万世一系」かつ「世界万国比類無」き皇統をもつ「尊上」を「臣下ノ廢宅」に住まわせるなど「何共奉恐入候次第」である。外国人がその様子を見たら、日本人はなんと愛国心に薄く、君主奉戴の念に疎いのかというだろう。そう思うと「一刻モ侵食ヲ安シ生活スル」ことができない。明治7年12月に宮殿造営の命令が出たが、「国家衆庶ノ艱難」のために中止された。天皇の「至仁至聖ノ渥恩」には感激するが、もはや旧物を使用しているのは皇居のみである以上速やかに宮殿を新築し、そのうえで外交儀礼をおこなって欲しい。宮殿建築に際しては「西洋形模造」か「我国固有ノ宮殿造」の二様があり、経費も大きく異なると思うが、どうか我が国「固有ノ形」で宮殿を作ってほしい。その理由は、外国との交際に際し、外国人の賓客に対して「古来ノ形状」を示し、「古来慣行ノ朝儀」を行う上でも適していると同時に、人民に対しても無暗に洋風に流されているわけではないという意思表示にもなるからである。近頃献上品は一切受け取らないとのことだが、皇居建築については先例もあり、ひたすら「御国恩」の「万分ノ一」に報いたいので、「別紙目録之通献納」したい。その

¹³ 『明治天皇記』巻50。引用は、宮内省編『明治天皇紀』第三(吉川弘文館、1969年)、62頁。

¹⁴ 註12前掲『金原明善資料』上、史料番号679。

額は、実に微々たるものだが建築費の一部に加えていただくこと、「固有宮殿ノ構造」にて皇居を建築していただくこと、献納金のこと、以上3点をお聞き届け願いたい、というものであった。

上の内容で注目すべきは、明善が天皇を「世界万国比類無」き皇統をもつ「尊上」と位置づけている点である。加えて、つい十数年前まで自身らが生きる世界の最高権力者であった徳川家の居城江戸城をして「臣下ノ旧第」／「臣下ノ廢宅」と言い切り、そこに「尊上」である天皇を住まわせていることに恐縮していると述べる傍ら、外国人からの評価に対し過分に注意を払っている。これらの点からは、明善が自身を、天皇の「臣下」として明確に意識するかたわら、宮殿の建築様式などを通して客観的に自国がもつ「歴史」を諸外国に示し、自国の「固有」性を誇示せんとした明善の姿を見て取ることができる。さらに明善は、再建後の姿として二様の選択肢があるとした上で、外国人へのアピールと宮中儀礼の執行という2つの観点から「我国固有ノ宮殿造」にこだわっている。明善のいう「我国固有ノ宮殿造」が具体的にいかなるものかは不明だが、古来より続く(と明善が認識している)宮中儀礼の執行を明善が特に重視している点は、彼の天皇観を考える上で重要であろう。

この、皇居の再建費用を献納したいという明善の願は、1879年(明治12)10月28日付で静岡県から許可された。これを受けて明善は、願が達せられたことに対し「感激之余」り願書と静岡県からの許可状を一枚にまとめた印刷物を作成した。明善は、「名ヲ好ムノ譏」を免れないことは承知の上で自身の「愛國ノ至情」を披瀝し、他の国民にも献納を促そうとしたのである。その印刷物にも、彼の天皇観が表れている¹⁵。(以下、引用中の句読点はすべて筆者による。)

迂生ハ草野の間に生立ち世の変化さへしらぬものなれと、我御国ハ万世唯一の系統を嗣かせ給ふいと尊き

天皇の在しまして万国に比類なき大御国なる事のみハ身の賤しきをも打忘れ、夙に尊信の心深く日日の事業を営むにも思ひ奉らぬ事ハあらざりしに、螻蟻の誠とやらいつしか貴紳の耳に達し折には其御筋の引見を給ふ程の辱き事あるに至れり、さるからに宮中の事とも時々伺ふ事ありていたく感ずるものありけるまゝ同志を語らひ別紙の如き願を出せしにかしこくも御許可を蒙り実に手の舞足の踏もしらさる程に限りなく喜びあへり、されは何故にかくも喜ぶにやと問ふもの有れば迂生答ふるに、我 天皇陛下

¹⁵ 註12前掲『金原明善資料』上、史料番号 680。

ほど世界に尊ぶときものハあらず其尊ぶとき極みなる故に高く貴き人ハ祇候もすへく大なる富を有する人ハ奉りもの等もなるへきか、貧賤なる我々にありてハ拝する事さへもたやすからす只有難く尊きものと思ふはかりにて如何とも詮すへなきハ理りなるを、此度右願ひの御許可なりし上からはいかに貧しき山家の老爺浜辺の女兒らといふとも志ある者ハ其志を達するを得へし、何となれハたとひ一錢二銭の僅少なる金とても我心に思ふかまにまに献納する事の出来るなれハ、所謂神に初穂を奉ると同じ真心より僅の物を奉り深く其志を運ふを得るに至ればなり(後略)

明善によれば、天皇とは「万国に比類なき大御国」であるこの国にあって「万世唯一の系統を嗣かせ給ふいと尊き」存在であり、自国の「天皇陛下ほど世界に尊」い方はいないという。注目すべきは、自身が行った皇居再建費用の献納の意義を強調し、他の人々にも強く奨めている点である。明善によれば、同志と相談して再建費用献納を願い出て許可されたが、普通であれば拝むことすら叶わない「貧賤なる我々」であっても「志」さえあればそれを成就させることができる。例え少額ではあっても、所謂神に初穂を捧げることと同じく真心さえあれば、願いは叶うのである——そう明善は主張して、「取扱所」である第三国立銀行への送金を促す。ここからは、明善の思想形成過程の一端を垣間見ることができよう。すなわち、自らをして「貧賤」の身と位置づける明善にとって、天皇のために行った主体的行為が公的に認められたという経験は、自身の天皇に対する尊崇の念を高めると同時に、「志」次第で如何なる宿願をも達することが出来るという自信を明善に抱かせたと考えられる。「只有難く尊き」天皇に自身を対置したとき、無位無官の平民である自分は間違いなく「貧賤」な存在といえよう。だが、そのような自分であっても、天皇に対する「志」さえあれば、今回の献金のような「願」も実現することができるのである。明善が繰り返し「貧賤」という語を用いて自己表象した根底には、「山家の老爺」や「浜辺の女兒」といった一般民衆と自身を並立させることで、普く人々に天皇に対し「真心より僅の物を奉」らさせようとした明善の、教化的啓蒙的な意識を見て取れよう。明善自身、「志ある者ハ其志を達するを得へし」と述べている通りである。ここでは、この達成経験を、天皇をめぐる明善の思想形成の1つの契機であった点を強調しておきたい¹⁶。

¹⁶ 明善の天皇意識の形成において特に重要なのは、1878年(明治11)に北陸・東海巡幸中の明治天皇睦仁が明善の運営する治河協力社を訪問した際、天皇から褒賞された事実であろう。こ

以上みてきたように、明善は明治初期から確固たる天皇観を抱いていた。その意識は、天皇を、神代から連綿と続く万国に比類無い存在として捉えるものであった。その天皇に対し明善は、積極的に「臣下」として尽くそうとした。明治6年に皇居が焼失したとき、明善はその再建費用を献納した。皇居の再建費用の献納を願う願書のなかで、明善は、天皇および皇室を最大限に崇拝する一方、自身を明確に「臣下」と位置づけていた。同時に明善は、〈外〉からの視線を強く意識していた。明治初期～10年代に作成された諸史料からは、「尊上」なる皇室の威厳を損なうことのないよう危惧しながら、自分と同じ天皇に対する「志」を他の民衆に持たせようとした明善の姿を見て取ることが出来るのである。

2. 「位記返上」一件にみえる明善の天皇観

本章では、明治20年代に明善がいかなる天皇観をもっていたのかを検討する。この明治20年代に明善は、本章でみる従五位叙任とその返上や、御料局顧問として瀬尻・天城御料林の植林事業に携わるなど、天皇に対して積極的に主体性を発揮していた。そのとき、彼は何を考えていたのであろうか¹⁷。当該期の明善の天皇観をうかがうために、1888年(明治21)の「位記返上」一件をみてみよう。

この発端は、1887年(明治20)に明善が「海防費用」として1万1千円を宮内省に献納したことに始まる。明善にとって、この海防費献納は、海防に憂いを抱き続け、その宿願を果たせずに死去した父親の遺志を継いでなされた行為であった。明善によれば、父軌忠は生前海防の必要性を述べて蓄財に励み、勉強と節儉を心掛け家産を増やすことに努めていたが、病を患って明治元年10月22日に死去してしまった。しかし軌忠は、死去する直前まで西洋艦隊の襲来に備えよと警鐘を鳴らし続け、その姿は今日に至るまで明善の脳裏に焼き付いて1日も忘れたことはない。そこで今回は、父軌忠の遺志を継いで1万円を献金したい。もし採用されれば父も喜び、自分もこれに優る光栄はないので、是非とも採用してほしい。明善はこの様に懇願したのである¹⁸。その姿はまるで、儒

の事実は、明善の思想形成に影響を及ぼしただけでなく、この逸話が様々な明善伝で描かれたことによって、明善の「偉人」像を形成したと同時に天皇制イデオロギーとして機能するきっかけとなった。なお、これらの諸問題については、別稿にて改めて論じたい。

¹⁷ なお当該期は、日本社会ではいわゆる「一等国」としての自意識が高まり、対外拡張が進み始めた時期である。こうした社会的思潮のなかで、明善も「一等国」の国民としての自尊心を高め、その思想を様々なメディアを通じて社会に発信していた。

¹⁸ 註12前掲『金原明善資料』上、史料番号695。

教道徳にいう「孝行」の実践の様である。当時の「国民道徳」をめぐる思潮¹⁹との関係は不明だが、ひとまずここでは明善が父親の遺志を継ぐという目的で行動していた点を指摘しておきたい。

ところで、明善による海防費の献納は、〈孝子〉としての姿ばかりでなく自身の天皇への感情を具現化した出来事であった。次の史料を見て欲しい²⁰。

海防費献納願

海防之義ニ付テハ夙ニ 宸襟ヲ悩セラレ畏クモ宮禁之儲余ヲ以テ其費用ヲ助ケラルハノ

聖詔ヲ承リ実ニ感激ノ至ニ堪ヘス候乃チ

聖意ヲ奉体シ金壹千円献納仕度ニ付何卒御採用被成下度此段奉懇願候也
静岡県下遠江国長上郡安間村壹番地

金原明善 印

明治二十年九月五日

宮内大臣伯爵 伊藤博文

上記史料は、明善が父軌忠の遺志を継いで献納した1万円とは別に、自らの意志で千円献納したい旨を述べた願書である。注目すべきは、千円の献納を願い出た背景に、天皇を意識した明善の思惟があったことである。明善によれば、海防費について天皇が憂慮し、恐れ多くも「宮禁之儲余」のうちから海防費を補助する旨仰せ出されたことは「感激ノ至ニ堪ヘ」ないことである。よって「聖意」を「奉体」する意識から、千円の献納を願い出たという。つまり明善は、天皇が宮廷費のうちから海防費の一部を醸出したことに「感激」し、その行為に表れた天皇の海防に対する「聖意」に沿うことを企図して千円を献納したのである。

こうした明善に対し、明治国家は栄典を与えて褒賞した。海防費を献納した6ヶ月後の1888年(明治21)3月には、明善に黄綬褒章が授与された²¹。また同年4月には、内閣書記官から内閣総理大臣伊藤博文に宛てて「防海費献納

¹⁹ 当該期の「国民道徳」論については、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』(厚徳社、1965年)、真辺将之『西村茂樹研究』(思文閣出版、2009年)などを参照。

²⁰ 註12前掲『金原明善資料』上、史料番号696。

²¹ 「静岡県平民金原明善外五十四名へ黄綬褒章并褒状授与ノ件」(『明治廿一年公文雑纂』、国立公文書館所蔵マイクロフィルム、請求番号本館-2A-013-00・纂 0080100)。

者叙位ノ件」という伺いが出され²²、明善は従五位に叙されることが決まった。このとき、明善とともに叙位を検討された人物は他にもいたが、従五位に叙せられたのは明善だけであった。この違いは、史料中に明善が「多年心ヲ公益ニ尽シ令聞大ニ其奇特ノ行為ヲ賞セラレ金銀盃ノ下賜前後十有余回篤行枚挙ニ違ない人物であると述べられている様に、明善がこれまで様々な事業を展開して長年公益のために尽くし、幾度も金盃・銀盃を下賜された「奇特」な人物と評価されたことによると考えられる。

こうして明善は、国家に功績のある者として、従五位と黄綬褒章を国家から贈られることになった。だが明善は、この局面で思いがけない行動に出る²³。

位記返上之儀願

不肖明善儀

先般防海之 叡旨ヲ奉シ該御費途之内江些少之献金仕候処特旨ヲ以テ
従五位ニ叙セラレ候段望外之光荣ヲ得

聖恩之程難有奉感戴候然ルニ明善卑賤之身ヲ以テ右様之高位ヲ奉活候
ハ何共恐懼之至ニ不堪候ニ付此際右位記返上仕度何卒願意御聽許被成
下候様奉願候謹白

明治二十一年十月

静岡県遠江国長上郡

安間村平民

金原明善 印

宮内大臣子爵土方久元殿

明善は、位記＝位階の返上を願い出たのである。その理由は、天皇による「防海之叡旨」を奉じて「些少之献金」をしたところ従五位に叙せられたことは「望外之光荣」であり、「聖恩」の大きさは痛感したが、自身は「卑賤之身」ゆえ、従五位を戴くのは実に恐れ多いことであり堪えられない、というものであった。明善は、天皇に対する意識と、自らを「卑賤之身」と位置づける身分意識によって、従五位の返上を訴え出たのである。

重要な論点は、明善が「位記返上」を行った理由であろう。何故明善は、位記

²² 同前。

²³ 「従五位金原明善願ニ依リ位記返上ノ件」(国立公文書館所蔵マイクロフィルム、請求 番号本館-2A-018-00・任 A00189100)。

の返上を試みたのであろうか。そこには、明善の〈職分〉意識が大きく影響していた。その意識とは、位階授与の報せを受けた明善が知友川村正平に送った書簡で述べた、「従素邦家の為に御用にも相成候事なれば資材は勿論身命をも」捨てるべきで、「仮令如何様の事有之にも奮然可尽の精神」であった²⁴。明善は、国家のためには身命をも抛ち、何事に対しても奮然と力を尽くすべきという考えを持つ人物であった。ここには、身命を賭してでも国家に尽くすべきと主張した明善の「国民」意識を垣間見ることが出来る。その意識は、次の明善の言葉により直截に表れている²⁵。

(前略)日本国の人^{ママ}あれば日本国を度外し申候様奉存候如何敷事に候
(中略)去る御方様明善へ対し被仰聞候には日本国は甚財政困難なりとの御言葉也、明善答日然る時は先づ尊君の御住居を売払其代金御積立被遊候ては如何と申上候処拙者一人計右様の事致し候共何程の事もなしと、又明善申上候には日本国人皆如斯我一人位と思召候故矢張財政の挽回は如何のもの哉、御困難御存の御方様すら如斯況や無智無識の人物は只呑食にて事足様存居候、仮令一人二人と雖も合力して其实行相立候はば我分には相立可申哉杯申上候、既に本日も十三四里の山道を荷負独歩仕候実に耻入候次第なれ共今日世評の日本国金不足とか財政困難とか承り候上は責て百年之後ハ明善の植木も聊御用にも可相立哉と日夜心配奔走我日本国の為に尽力仕居候、日本人が日本国の為に尽力は当然と奉存候上は位階も勲章も更に不奉望(後略)

明善によれば、「日本国の人」なのに自国を顧みないのは「如何敷事」であるという。明善は、国が財政難という現状を踏まえ、そうした状況を改善するためには「無智無識の人」たちはともかく、国の財政がひっ迫している状況を知る者が住居を売り払ってその代金を積み立てるなどの行動をしなければならぬと力説する。この観点から明善は、自身が行う植林事業の正当性を主張し、その上で、自分は日本国のために尽力するし、日本人が日本国の為に尽力するなどは当然のことであると言い切り、だから位階も勲章もまったく要らないのだと断言する。ここからは、明善が強固な「日本国の人」としてのアイデンティティを持っていたことが分かる。明善の〈職分〉意識とは、「日本国の人」として生まれ

²⁴ 註12前掲『金原明善資料』上、史料番号106。

²⁵ 同前。

た以上日本国の為に働かなければならないという、国民主義的な思惟様式に裏打ちされた意識であった。明善にとってみれば、天皇の「勸旨」に沿うべく行動することが国家のためになり、そうした営みを実践する主体こそ「日本国の人」としてあるべき姿だと考えていた。こうした意識のもと明善は、位階の不受理と返上を志向したのであった。この明善の願いに対し、政府は1888年(明治21)11月15日に「願ニ依リ位記返上被聞食」たとした²⁶。ここに、「日本国の人」明善の願いは達せられた²⁷。

以上これまで、明治20年代初めに明善が経験した叙位叙勲と、それに伴う位階の「返上」の一部始終をみてきた。そこでは、天皇の「勸旨」に沿いながら、自身が考える「日本国の人」としての意識のもと行動する明善の主体性を確認した。この後も明善は、自身の天皇観と「国民」意識とを深化させながら、「日本国の人」として主体的に行動する。次に、その様子についてみていこう。

3. 明善の天皇観と経済行動

本章では、明善の天皇観が、彼の経済行動とどの様に結びついてきたかを見ていきたい。1894年(明治25)、明善は家中の者が遵守すべき「家憲」を制定している²⁸。そこで明善は、1条目に「君国を重んずること」を置き、天皇と国家に尽くすべきと説いている。

金原家近代は全く陪隸の位地に在りしと雖も、是れ偏に時世の変遷に由来せしものにて遠祖に溯れば天祖天孫に奉時せし臣民の裔たるは言俟たず、今や一君一民の御国体に復したることなれば天地の間戴く所のもの唯一の帝室あるのみ、殊に明善に至りては辱くも屢々両陛下の謁見を許され、又一たび従五位の位記をも賜はり、今又御料局顧問の優名を蒙り親しく官禁に出入する身となりたれば、今より後の子孫は別段に帝室に対する報効の心懸なかるべからず、報効といへるも、封建時代の藩士が主君の馬前に一命をいたすを以て畢生の覚悟となせる如きにあらず、必ず

²⁶ 註22前掲史料。

²⁷ 因みに、この時明善は、位階に代わって大和正恒の短刀と縮緬を下賜されている。短刀を受け取った明善は、祖先の墓参りを行って「祭典」を執行している(金原治山治水財団編『金原明善資料』下、金原治山治水財団、1968年、史料番号173)。こうした明善の姿からは、祖先と「家」の存在を重視する儒教的な主体としての姿を垣間見ることが出来る(祖先祭祀と儒教については加地伸行『儒教とは何か』増補版、中公新書、2015年)。

²⁸ 註12前掲『金原明善資料』上、史料番号780。

先づ家業を修め国民の本分を全うし、然る上、力の及ぶだけ国家の公益に心身を尽すこと、これ第一の報効とすべし、若し万一にも帝室の安危に関する程のことあるに於ては身命を致すの覚悟勿論なるべし、されば金原家将来の子孫の務は第一君国を重んずるに在りと知るべし。

明善によれば、金原家は「天祖天孫」に仕える「臣民の末裔」であり、「一君一民の御国体」に戻った今時において天地の間に戴くのは「帝室」のみであるという。その上で、明善に至ってはしばしば明治天皇睦仁と照憲皇太后に拝謁したのみならず従五位の位記まで賜り、さらに御料局の顧問に任ぜられて親しく「官禁」に出入りする身となった以上は²⁹、子孫は特に「帝室」に対する「報効」の念を篤くしなければならないと厳命する。注目すべきは、「報効」の内実である。明善によれば、ここでいう「報効」とは、封建時代における藩士と主君間の主従関係ではなく、先づ家業を修めることで「国民」としての本分を全うし、その上で力の及ぶ限り「国家の公益」のために働くことであるという。これが「第一の報効」であるが、もし万が一「帝室」の安危に関わる事態が起きた場合には一命を捨てる覚悟で臨むべきは勿論であり、総じて金原家の子孫は「君国」を重んじよ、と明善は述べる。

ここからは、明善が自家を「天祖天孫」に仕えた「臣民の末裔」と認識しながら、国家のために「報効」すべきという思想を抱いていたことが分かる。その「報効」の内実は、家業を修めることで「国民」の本分を全うし、その上で公益のために働くことであると明善は考えていた。この思想は、儒学にいう「修身齐家治国平天下」の思想に通じるものであり、「儒教的基盤」を淵源にもつ明善の思想が垣間見える³⁰。一方で、「帝室」に万が一のことがあった際には一命を捨てる覚悟を持つべきとする天皇観も、明善は抱いていた。明善にとって優先されるべきは、あくまで「帝室」(=天皇)のために尽くすことであつた。いうならば明善は、「君」のために「国」益増進に尽くすことをその行動原理に置いていたと考えることができる。

そのことは、他の史料からも読み取ることができる。1904年(明治35)に明善が作成した『経歴及希望』でも³¹、明善は「天竜ノ上流ニ浴ヒ、適当ノ栽植地

²⁹ 明善は1890年(明治23)3月から同92年(明治25)3月までの2年間、宮内省御料局の顧問を務めていた。

³⁰ 註6前掲『金原明善』、663頁。

³¹ 註12前掲『金原明善資料』上、史料番号787。この史料は、明善が自身の「経歴」を①治水、②

ヲ検討シ、時ノ管理者農商務省ニ請フニ獻植ノ法ヲ以テ「御料所属ノ地トナレ
ルヲ以テ、謹ンデ之ヲ帝室ニ奉獻シ」た「三百万株ノ杉檜」と「一種ノ人工林」が
「天龍川水源ヲ涵養シ、遠一州ノ其源ニ頼ルハ言フヲ俟タズ、帝室ノ御料ニ於
テ千万分ノ一ヲ補ヒタルハ、洵ニ螻蟻ノ誠、涓埃ノ海獄ニ裨スルノ譬ヘニハ当
ルベキカ」と述べている。ここからは、自身の植林事業が天竜川の水源を涵養
することを通して遠州一帯の公益となると同時に、皇室財産の一部を形成する
ことにもつながったと、「螻蟻ノ誠、涓埃ノ海獄ニ裨スル」の譬え³²を持ち出しな
がら誇らしげに語る明善の姿をみることが出来る。明善は、天皇を、自身の「螻
蟻ノ誠」を捧げる対象と位置づけながら、林業という経済行動に勤しんでいた
のであった。

また、彼が1903年(明治36)に著した「所有山林ヲ寄附シ天竜疎水工事経
営ヲ乞フノ意見」でも³³、明善が自身の天皇観に基づいて事業を展開していた
様子がうかがえる。明善によれば、昨今の「皇国」では汚職や不正が横行して
おり、「大詔ノ叡旨」に違うと同時に風俗も乱れており、国の「品位」は「文明列国」
と比べて大いに悖っている。その原因はいくつもあるが、要するに専ら自分の
利益だけを考えて公益を重視せず、いたずらに貨財ばかりを貴んで徳義を顧
みず、詔勅を諳んじる者は大勢いるがその内容を遵守する者はいないからで
ある。そう指摘した上で明善は、自分は「艸莽庶賤ノ身」でかつ「不学無術」で
はあるが、天皇の「大詔」を「遵奉」して「報効」に努めることこそ国民としての
「本分」であると信じて一日たりともその「実効」が挙がらないことを憂えたこと
はないと、自身が「大詔ヲ遵奉」して「報効」に邁進してきたと主張する。そして
明善は、自身が取り組んできた治水事業についても次のように回想する。すな
わち、「己レ心身ノ労役ニ堪フル限勤勉努力センコトヲ人生ノ本分即チ報効ノ一
端ト確信」して「天竜ヲ溯リ瀨尻官林(後ニ御料林)其他山谷ヲ相シ刈伐焚烧栽
植等林業ニ着手」し、「其栽植セル部分ノ過半御料林ニ属スルヲ以テ一面本州

植林、③「余業」に分けたうえで、それぞれの時期に取り組んだ事柄を回顧し、後半の「希望」では
読者に対し「実業」に精励する必要性を強く主張したものである。ちなみにこの書物も、当該期の
諸主体に影響を与えたと同時に、明善の「偉人」化にも影響を及ぼした。この点については拙稿
「近代天皇制国家と「偉人」」(『歴史評論』第848号、2020年)を参照されたい。

³² 「螻蟻ノ誠」は蘇轍「為兄軾下獄上書」に現れる言葉だが、「涓埃ノ海獄ニ裨スル」は先の蘇轍の
文には見えず、出典は不明である。したがってこの「譬へ」が、金原のオリジナルなのか、あるいは
何か典拠のある言葉なのか、現時点では詳らかにすることができない。明善の思想形成過程の
解明にも関わる重要な論点であるが、今後の課題としたい。

³³ 註12前掲『金原明善資料』上、史料番号734。

ノ福利ニ供スルノ外艸莽賤民区々ノ衷ヲ 皇室ニ効スヘキ天授ノ機会ナリト信じて、「無慮参百万ノ新造林ハ挙ケテ之ヲ帝室ニ献納」し「臣民報効ノ道」を表した、と。注目すべきは、自身の林業の取り組みについて、自画自賛とも読める評価を与えている点である。明善は、自身の林業が「本州ノ福利」に供されたのみならず、1900年(明治33)には自身の「衷」を「皇室」に効せられる「天授ノ機会」と信じて自身が造成した林地を悉く「帝室」に献納したことを挙げて、「臣民」として「報効ノ道」の一端を表すことができたことを主張する。ここからは明善が、自身の林業を「公共ノ福利」のための実践と同時に、御料林の造成に努めることが「臣民」としての「報効ノ道」の実践と捉えていたことがわかる。明善が明治10年代に確固たる天皇観を持ち、主体的な行動を実践していたことは既に見た通りである。すなわち、明善による林業の背景には、明善なりの公益思想と天皇観とが強く影響していたといえるのである。

以上みてきたように、明善は自身の林業を、天皇に対する「報効ノ道」と位置づけて展開していた。さらにその基底には、明善なりの天皇に対する畏怖の念があった。明善は、自身が取り組む林業を、国家・公益のためであると同時に、天皇に対する「螻蟻ノ誠」として展開したのであった。

おわりに

本稿では、金原明善の天皇観を分析し、その意識に基づいて明善が数々の主体的な活動を展開していたことを論じてきた。現在数多くの成果が紡ぎ出されている企業家研究において、近世・近代転換期を生きた企業家がどのような天皇観を有していたかを論じた研究は、概して多くない。また、明治期に活躍した企業家や実業家が儒教的・仏教的な思考を持っていたことはしばしば言及される一方で³⁴、彼らの思想とりわけ天皇に対する意識と事業経営との関係性を問うたものも僅少であった。上の研究状況に鑑み、本稿では金原明善の思想を再検討し、明善の天皇観の内実と、その意識が彼をして林業をはじめ様々な活動に勤まさせていたことを指摘した。かかる明善の存在を踏まえたとき、今後の企業家研究は、改めて彼らの経済行動の思想的背景を丹念に分析すべきである。

かつて牧原憲夫は、大日本帝国憲法が誕生した頃ようやく日本民衆は天皇

³⁴ 註4前掲二谷論文、伊藤敏雄「近代における店則・家憲と店員の活動」(井奥成彦・中西聡編著『近代日本の地方事業家』日本経済評論社、2015年)など。

に向かって手を振り大声をあげるようになったと論じた³⁵。翻って明善は、いわゆる啓蒙家や知識人ではないにもかかわらず明治初期から天皇を意識して、様々な活動を展開していた。明善にとって天皇は、万国に比類無い「尊上」であるとともに、「螻蟻ノ誠」を捧げる対象であった。明善は、天皇の「叡旨」に沿うかたちで国家のために身命をも抛つ精神をもつ人間こそ「日本国の人」という思想を持ちながら、様々な行動と事業を展開した主体だったということが出来る。

先行研究では、明善の政治思想のなかで天皇・国家・政府の3者は一体のものだったと評価されてきた。だが、本稿でみてきたように、明善は個別具体的な天皇観を有していた。そしてその天皇観は、家憲の第1条で「君国」を尊重すべきとした点に端的に表れているように、彼自身の国家観の根幹をなすものでもあった。すなわち、明善の天皇観は、「皇国」という語に表出される彼自身の国家観の礎となるものであったと捉えることができる。つまり、明善の天皇観と国家観とは容易に結びつくものであったといえよう。一方で、それらの思想は「近代」化のための諸政策を司る政府への認識と重なるものではなかった。すなわち、明善は、先行研究が指摘したような天皇・国家・政府を3者を混同して捉えていたわけではなかったのである。

明善が度々自身の天皇観を披瀝しながら天皇への「報効」を訴えた背景には、あるいは自身の資本主義的な経済行動を正当化したいという思惑があったのかもしれない。だが、明善自身、幕末期に国学が隆盛した地域に生まれ育ったことや、明治10年代以降いわゆる天皇親政運動を主導した宮中保守派の土方久元や佐々木高行らと交わっていた事実などを踏まえると、明善は純粋に、天皇を中心とする近代国家の建設を目指していたと考える。彼が、繰り返し自身の事業経営の目的を天皇への「報効」だと述べた背景には、天皇を中心とした近代国家を建設しようとした彼の主体的営為が存在していた点を強調しておきたい。

ところで本稿では、明善の天皇観の内実は詳らかにし得たが、その形成過程を詳らかにすることが出来なかった。かつて小室正紀は、宣長の思想を経済思想史の文脈で再解釈するなかで、民間の経済主体による自家の維持・繁栄を目的とした経済活動を宣長が肯定する思惟を持っており、その思想が江戸時代後期の町人や豪農など民間の経済主体にも受容されていたと指摘した³⁶。明治初期の段階で明善が記紀神話と関連する天皇観を有し、祖先祭祀を重視

³⁵ 牧原憲夫『文明国をめざして』（小学館、2008年）。

³⁶ 小室正紀『草莽の経済思想』（御茶の水書房、1999年）。

しながら家の維持・繁栄に意を用いて家業に精勤していたことは先にみたとおりであるが、あるいはその思想的淵源に近世国学の影響をみることができるかもしれない。今後は、書物研究の視点から明善の思想形成のプロセスを検討し、日本の近世・近代転換期における経済思想史のなかに明善をどの様に位置づけられるかを考える必要がある。

また、本稿では言及できなかったが、明善と明治政府との関わりについても今後検討していく必要がある。本稿でみたように、明善は天皇に「報効」することを目的として様々な事業に携わるなかで、明治20年代に天竜川上流域と天城山の御料林の植林に取り組んでいた。特に天城山御料林の植林は、明善が宮内省から御料局顧問に任じられると同時に「委託」されたものであった。明善が御料局顧問に任命された背景や「委託」の詳しいプロセスなどは、現時点では史料的な制約もあって詳らかにし得ないが、この背景に当時御料局長であった品川弥二郎や、宮中保守派の主要人物であった土方久元や佐々木高行といった明治政府の高官たちとの密接な交流が影響していた点は充分考えられる。換言すれば、確固たる天皇観を持ち、天皇に「報効」せんとして様々な事業を展開した明善の主体性が明治政府の高官たちによって評価されていたということができよう。今後は、明善と明治政府、とりわけ宮中保守派を形成していたメンバーとの関わり合いに着目しながら、明善の思想形成のプロセスを実証していかなければならない。

【欧文要旨】

The Emperor in Kinpara Meizen

TOMONO Fumiaki

This paper examines the view of the emperor by Kinpara Meizen (1832-1923), an entrepreneur active in Japanese society during the Meiji and Taisho periods, and considers the relationship between his consciousness and the businesses he developed. In recent studies focusing on the role of entrepreneurs, it has been pointed out that those based in rural areas reproduced an ideology of industrialization when engaging in the development of their regions. While it is often mentioned that such Meiji-period entrepreneurs and businessmen active held Confucian and Buddhist views, there are few studies that discuss how they understood the emperor. In this paper, I will discuss how Kinpara's motivation for "modernization" was related to his unique view of the Emperor, which was different from the industrialization ideology of other entrepreneurs of the same period. Therefore, upon examining his ideas, this paper argues that it was precisely Kinpara's views of the emperor that drove him to engage in activities such as forestry.

【キーワード】 金原明善、天皇、企業家、地域、近代化